

「西宮市一般廃棄物処理基本計画の一部見直し（素案）」に対する 意見提出手続（パブリックコメント）の結果を公表します

※ いただいたご意見は、原則として要約したものを記載しています。

※ 個人・団体等への誹謗中傷など市が不適切と判断した内容や、個人等が特定される内容については、記載していません。

1. 意見募集結果概要

【意見募集期間】 令和5年（2023年）8月10日（木曜日）
～令和5年（2023年）9月11日（月曜日）

【意見提出者数】 14名

【意見提出件数】 26件

《回答分類別》

回答分類	説明	件数
①素案に記載済の内容です	いただいたご意見の内容は既に素案に盛り込まれています。	2
②素案を修正します	いただいたご意見をもとに素案を修正します。	0
③今後の参考・検討とします	素案の修正はしませんが、いただいたご意見は今後の参考（検討）にします。	4
④素案のとおりとします	ご意見の反映や対応が困難、または、市の考え方と方向性が合致しない内容です。	14
⑤その他	素案の内容と直接関係のないご意見、感想等（①～④に該当しないもの）。	6
	合計	26

問い合わせ先：西宮市 環境局 環境事業部 美化企画課 Tel. 0798-35-8653
西宮市 環境局 環境施設部 施設整備課 Tel. 0798-22-6601

2. ご意見の概要及び市の考え方について

No	素案の項目 (ページ)	意見	件数	市の考え方	回答 分類
1	市処理施設への 事業系古紙の 搬入規制 41～43ページ	事業所の古紙が処理施設で搬入できなくなることは、大変迷惑、困りますので 辞めてください。 断固反対します。西宮市から移転させたいのですか？	1	本市では、一般家庭から発生する生活系ごみについては、本市が定める分別区分に 従って適切にごみと資源を分別していただくともにごみの減量についてもご協力をお願い してきました。また、事業活動に伴って発生する事業系ごみについても、廃棄物の処 理及び清掃に関する法律等の各種法令に基づく適正処理を推進してまいりました。 令和4年度より、指定ごみ袋制度を新たに導入した結果、令和4年度のごみ総排出 量は150,188 tとなっており、一般廃棄物処理基本計画における基準年度である 平成28年度比で23,567 tの減量を達成しました。	④
2	市処理施設への 事業系古紙の 搬入規制 41～43ページ	古紙類だけを持って行かないのは理屈がおかしい。分別の要望なら意味は理 解出来るが！ そのような理屈の合わない施策をするなら今後いっさい西宮市の様々なお願ひ には協力しない。	1	しかしながら、ごみの組成分析調査結果からは依然として資源化可能な紙類が多く廃 棄されていることから、さらなるごみの減量と再資源化および焼却時に発生する二酸化 炭素等の地球温室効果ガスの発生抑制の実現に向けて、事業系ごみにおける資源 化可能な紙類の再資源化を徹底することとし、令和7年1月より資源化が可能な古 紙類の焼却工場への搬入を禁止することとしました。	
3	市処理施設への 事業系古紙の 搬入規制 41～43ページ	機密文書の為、業者任せでなく処理したい。 古紙の持ち込みができなくなると、費用負担も増大する。 現状のまま継続をお願い致します。	1	なお、事業系ごみについては、廃棄物処理法や市条例により排出事業者責任が定め られており、排出事業者は廃棄物の減量と再資源化及び適正処理が義務付けられ ています。古紙類につきましては、資源化ルートが確立されており事業者が分別を図る ことにより適正にリサイクルすることが可能です。 廃棄物の発生抑制及び再資源化の推進、環境負荷の軽減などの観点から、本施策 へのご協力をお願いします。	

【回答分類】 ①. 素案に記載済の内容です ②. 素案を修正します ③. 今後の参考・検討とします ④. 素案のとおりとします ⑤. その他

No	素案の項目 (ページ)	意見	件数	市の考え方	回答 分類
4	市処理施設への 事業系古紙の 搬入規制 41~43ページ	年に1. 2回市処理施設に予約を取得した上で、事業所内の事務書類 (機密文書等含む)を廃棄しておりますが、一部見直し素案を施行するとな れば以降の弊社の対応と処理方法をご教示頂きたい。 再資源化可能な書類(古紙)はすでに再利用しております。よろしくお願 い致します。	1	事業所でのごみ分別をさらに徹底していただき、資源化可能な紙類については、現在 契約中の許可業者に依頼して再生資源事業者(リサイクル事業者)の事業場へ搬 入するか、新たに再生資源事業者(リサイクル事業者)との間で契約を結んで回収 してもらう方法があります。 そのほか、自社で運搬する手段があれば、再生資源事業者(リサイクル事業者)の 事業場へ直接搬入する方法があります。 再生資源事業者の一覧については、市ホームページに掲載しておりますので、ご活用く ださい。	①
5	市処理施設への 事業系古紙の 搬入規制 41~43ページ	事業所の古紙について市処理施設へ搬入出来なくなるとのことですが、その場 合、業者による回収もなくなるのでしょうか?なくなるのであれば絶対に反対で す。分別すれば回収可能となるのであれば対応しますが、原案を見る限り古紙 を破棄する方法が無いように見え、とても不安です。回収がない、捨てるところも ない、となれば不法投棄が増えるのではとの懸念もあります。 搬入出来なくなった場合の対策が明確にならない限り、この案には断固反対で す。	1	https://www.nishi.or.jp/kurashi/gomi/jigyuu_gomi/jigyosha/35106225.files/jigyoushaitirann.pdf なお、本年3月より無料で古紙類を持ち込める古紙回収拠点を設置しておりますの で、そちらもぜひご利用ください。 https://www.nishi.or.jp/kurashi/gomi/shigen/20230313.html	①
6	市処理施設への 事業系古紙の 搬入規制 41~43ページ	現在、当社では創業当時からリサイクル回収に取り組んでいます。紙類(段 ボール・カタログ・新聞紙・コピー紙・紙箱など)は、全てリサイクル回収をしてい ます。リサイクルに出せない紙類(油汚れ・液汚れなど)は、産業廃棄物として 回収業者に依頼しています。金属類(鉄・アルミニウム・銅・ステンレス・パーツ など)も、リサイクル回収をしています。パソコンもリサイクル回収しています。飲 料水(ペットボトル・空き瓶・空缶など)も、飲料水メーカーがリサイクル回収し ています。 紙類・金属類・パソコンを無料でリサイクル回収してくれる業者があるので、各事 業所も進んで利用すれば経費削減になると思います。 市から無料で回収出来る業者のリストを作成出来ませんか?回収出来る業 者が分からず、産業廃棄物として出している事業所もあるのでは?	1	産業廃棄物の処理業者につきましては、市では業者の紹介や斡旋等はおこなっておら ず、一般社団法人兵庫県産業資源循環協会をご紹介しておりますので、そちらでご相 談ください。 事業所で発生する古紙類につきましては、事業所内での分別をさらに徹底していただ き、資源化可能な紙類については、現在契約中の許可業者に依頼して再生資源事 業者(リサイクル事業者)の事業場へ搬入するか、新たに再生資源事業者(リサイ クル事業者)との間で契約を結んで回収してもらう方法があります。 そのほか、自社で運搬する手段があれば、再生資源事業者(リサイクル事業者)の 事業場へ直接搬入する方法があります。 再生資源事業者の一覧については、市ホームページに掲載しておりますので、ご活用く ださい。 https://www.nishi.or.jp/kurashi/gomi/jigyuu_gomi/jigyosha/35106225.files/jigyoushaitirann.pdf なお、金属類やパソコン、電化製品等を無料で回収してくれる業者につきましては、不 適正処理に繋がる可能性もあることから、市では紹介・斡旋等の対応はいたしかねま す。	④

【回答分類】 ①. 素案に記載済の内容です ②. 素案を修正します ③. 今後の参考・検討とします ④. 素案のとおりとします ⑤. その他

No	素案の項目 (ページ)	意見	件数	市の考え方	回答 分類
7	市処理施設への 事業系古紙の 搬入規制 41～43ページ	学校施設で発生する生徒の個人情報を含む書類は処理センターに持ち込み焼却処分しているが、今後の事業系古紙の民間リサイクルルートの確立の際に、単なる古紙リサイクルのみでなく、機密処理の溶解リサイクルについても選択肢に挙げて、信頼できるルート（業者）を市が推奨してほしい。	1	個人情報の配慮が必要な機密文書等の処理については、現在契約中の許可業者に依頼して、機密文書を再資源化可能な再生資源事業者（リサイクル事業者）の事業場へ搬入するか、新たに機密文書を再資源化可能な再生資源事業者（リサイクル事業者）との間で契約を結んで回収してもらう方法や、自社で運搬する手段があれば、機密文書を再資源化可能な再生資源事業者（リサイクル事業者）の事業場へ直接搬入する方法をお願いしています。 機密文書の再資源化等の可能な再生資源事業者の一覧については、市ホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。 https://www.nishi.or.jp/kurashi/gomi/jigyousha_gomi/jigyosha/35106225.files/jigyoushaitirann.pdf	④
8	市処理施設への 事業系古紙の 搬入規制 41～43ページ	事業者に対する古紙の分別排出の変更方法について、特に排出量の少ない小規模事業者からの立場からは反対です。排出量の少ない事業者ほど事業コストに占める分別コストの割合も大きく、自主的に分別に協力しようというインセンティブが働かない状態となっています。一定の排出量以上の事業者に社会的責任を課す、あるいは一定以上のリサイクル率を達成している事業者にたいして減税措置などのインセンティブを与えるなどがあれば理解できるが、単に事業者に負担を課すことであれば事業者の不満も大きい。また、リサイクル率向上が目的であれば、小規模の個人事業者や零細事業者は生活系と同様の分別区分で行政回収するほうが分別意識の向上につながる。将来、不適物混入への罰則が設けられれば、リサイクル可能な資源をわざと汚損させ、資源回収ではなく事業系一般ごみで排出する事業者出てくることが予想される。再考を期待する。	1	現行の法規制では、多量排出事業者と少量排出事業者による分け隔てではなく、全ての事業者が一般廃棄物と産業廃棄物に分別しそれぞれ処理しなければならない義務が課されております。しかしながら、少量排出事業者にとっては産業廃棄物の受け入れ先の確保が困難であること、産業廃棄物の分別にかかる人件費や処理業者に支払う処理費用等のコストが高むこと、産業廃棄物の処理を委託するためにはマニフェストを作成して交付しなければならないことなどが相当の負担になっているのではと思われます。 本市としましては、一定量以上の廃棄物を排出する事業者に対しては、法規制に沿った分別排出及び適正処理の徹底ならびに再資源化を推進することにより、さらなるごみの減量に向けて取組を進めてまいりますが、少量排出事業者への対応として、分別排出が容易となり結果的にごみの減量と再資源化に繋がるような新たな施策を検討する必要があると考えています。 現時点では具体的な取組内容はお答えできかねますが、いただいた意見も踏まえ、検討を進めてまいります。	③

【回答分類】 ①. 素案に記載済の内容です ②. 素案を修正します ③. 今後の参考・検討とします ④. 素案のとおりとします ⑤. その他

No	素案の項目 (ページ)	意見	件数	市の考え方	回答 分類
9	市処理施設への 事業系古紙の 搬入規制 41~43ページ	事業系可燃ごみの削減には分別の徹底に頼るだけでなく、事業所がごみを焼却するより古紙回収の方が費用削減効果を感じることも重要と思う。 産廃業者とは直接の比較ができないとしても、全般に産廃処理費は高額で、市の処理費用との格差が大きすぎると感じる。市も処理にかかるコストはしっかり処理単価に反映し、市民・事業者にかかわらずごみを減量すると受益者負担の仕組みでごみ処理費用が削減できることを実感できる料金設定としてほしい。 家の生活ごみで熱心にプラ分別をしても、分別せず全部燃やすごみで出す人と費用負担が同じでは、分別していることが空しく感じることもある。 近隣市とも協調し、処理コストに基づいた適正な処理単価を設定するべきと思う。 まずは生活系の処理センターへの持ち込みごみは日常生活以上と考え現在無料の可燃・不燃ごみも有料とし、定期収集もいずれ有料化が望ましいと考える。	1	貴重なご意見、ありがとうございます。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。	③
10	指定ごみ袋制度 43ページ	有料ごみ袋はやめてほしいです。	1	この度、本市が導入しました指定袋の実施手法は、市がデザインや規格等を定めた袋を袋メーカーが製造し、小売店が自由価格で販売する「単純指定袋」であり、一般的に市販されているごみ袋と同様、ごみ袋の販売価格にはごみ処理手数料は一切含まれておりません。	⑤
11	令和8年度からの 生活系ごみ分別区分 50ページ	現在燃えないゴミをコンテナで出しています。令和8年度から、ガラスびんのみコンテナ対応になるようですが、この際コンテナは全廃してほしい。戸建の住人にとっては、コンテナの管理や収集日の出し入れは非常に負担です。回収ステーション利用者での持ち回りのところでは、高齢の一人暮らしの家や共働き家庭もあります。コンテナ管理を利用者である市民に押し付けるやり方は、今回をきっかけに止めて、指定袋対応してほしい。神戸市など、ガラスびんも指定袋回収の自治体はたくさんあります。市民目線に立って、計画策定してください。	1	令和8年度からの新分別区分及び収集形態については、令和2年度に実施済みの「西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正（素案）」に対する意見提出手続を経て見直しを行ったものです。 コンテナ収集のあり方については、高齢化に伴う負担増に繋がるため廃止との意見もいただいた一方、袋収集に切り替えた場合には環境負荷が増大するため継続すべきとの意見もいただきましたが、総合的に判断し、びんのみをコンテナ収集とすることにより、コンテナの利用頻度を現行の月6回から月2回へ減らすこととしたものです。	④

【回答分類】 ①. 素案に記載済の内容です ②. 素案を修正します ③. 今後の参考・検討とします ④. 素案のとおりとします ⑤. その他

No	素案の項目 (ページ)	意見	件数	市の考え方	回答 分類
12	令和8年度からの 生活系ごみ分別区分 50ページ	「その他の不燃ゴミ」について、なぜ従来の「コンテナ」を活用しないのか。共通指定袋に入るものとなっているが、蛍光灯・傘などの長尺物などは、袋に入りきらないものはどうすればよいのか。また、表には小型家電回収ボックスの表記がないが廃止になるのか。	1	令和8年度からの新分別区分及び収集形態については、令和2年度に実施済みの「西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正（素案）」に対する意見提出手続を経て見直しを行ったものです。 コンテナ収集のあり方については、高齢化に伴う負担増に繋がるため廃止との意見もいただいた一方、袋収集に切り替えた場合には環境負荷が増大するため継続すべきとの意見もいただきましたが、総合的に判断し、びんのみをコンテナ収集とすることにより、コンテナの利用頻度を現行の月6回から月2回へ減らすこととしたものです。 蛍光灯や傘等の長尺物については、袋に入れずにそのままお出しいただく方向で調整中です。 小型家電ボックスについては、令和8年度以降も継続する予定です。	④
13	令和8年度からの 生活系ごみ分別区分 50ページ	その他の不燃ごみでコンテナが無くなるのは賛成だが、電池や蛍光灯をまとめて指定袋に入れるのであれば、収集時の電池の発火や蛍光灯の割れによる水銀ガスの拡散が懸念される。従来通り収集日に脇に個別で出すのが良いと思う。他市では収集車に回収した蛍光灯を入れるスペースを設けているところも有るらしい。	1		
14	令和8年度からの 生活系ごみ分別区分 50ページ	ペットボトルについてはなぜ従来の「コンテナ」を活用しないのか。「缶」と「ペットボトル」を同じ袋の場合、ペットの餌など油分が多く水ですすいだけでは取れず、ペットボトルが汚れることは問題であるため、工夫が必要ではないか。「ペットボトル」は従来のコンテナを活用し「缶」については指定袋でなく透明の袋に入れてもらい、不燃ゴミの時に出す形態ではだめなのだろうか。	1	令和8年度からの新分別区分及び収集形態については、令和2年度に実施済みの「西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正（素案）」に対する意見提出手続を経て見直しを行ったものです。 コンテナ収集のあり方については、高齢化に伴う負担増に繋がるため廃止との意見もいただいた一方、袋収集に切り替えた場合には環境負荷が増大するため継続すべきとの意見もいただきましたが、総合的に判断し、アルミ缶、スチール缶、ペットボトルについては、袋で一体的に収集しても、処理施設にて比較的容易に選別処理を行えること、また、ペットボトルの汚れについては従来どおり中身を空にしてから水で洗っていただければ特に問題ないことから、一体的に袋収集とすることとし、びんのみをコンテナ収集とすることにより、コンテナの利用頻度を現行の月6回から月2回へ減らすこととしたものです。	④
15	令和8年度からの 生活系ごみ分別区分 50ページ	共通指定袋についてですが、分別内容毎に分けて出さなければいけないのでしょうか。ペットボトルを週1回捨てるのはありがたいですが、今までコンテナに出せていたものに指定袋を使用して、指定袋の使わなければいけない枚数が増えて負担増にならないように（ペットボトルは透明な袋で出せば良いなど）考えていただきたいです。	1		

【回答分類】 ①. 素案に記載済の内容です ②. 素案を修正します ③. 今後の参考・検討とします ④. 素案のとおりとします ⑤. その他

No	素案の項目 (ページ)	意見	件数	市の考え方	回答 分類
16	令和8年度からの 生活系ごみ分別区分 50ページ	「共通指定袋」について、なぜ区分ごとの指定袋にしないのか。「共通指定袋」にすることによって市民への費用負担イメージを和らげたいのと思うが、それならば「燃やすゴミ」も共通指定袋にしても良いのではないかと。	1	令和8年度からの新分別区分及び収集形態については、令和2年度に実施済みの「西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正（素案）」に対する意見提出手続を経て見直しを行ったものです。 当初の素案では、「もやすごみ」・「その他プラ」・「缶・ペット」・「その他不燃」の4種類の指定袋を導入する計画となっていましたが、反対の意見が多かったことから、令和4年度からは「もやすごみ」と「その他プラ」の2種類でスタートし、令和8年度からは「もやすごみ」と「共通指定袋」の2種類に変更するよう見直しを行いました。 なお、「もやすごみ」と「共通指定袋」には袋の素材に違いがあり、「もやすごみ」の指定袋はごみとともに焼却処分をせざるを得ないことから、ごみ袋の素材には、バイオマスプラスチック等の焼却時に発生する二酸化炭素の発生量を10%以上削減する効果が期待できる素材を配合しています。一方、「共通指定袋」は中身を取り出したのち、焼却することなく再資源化を行うため、バイオマスプラスチック等の素材の配合は求めません。	④
17	令和8年度からの 生活系ごみ分別区分 50ページ	「古着」について、なぜ従来通りの透明袋ではだめなのか。また、紙資源について「紐十文縛り」を従来から指定しているが、紙袋などで出しているケースが多く、市は実態は把握しているのか。現状を鑑み一律のルールを押し出す表現を改めるべきだと考えるかどうか。	1	令和8年度からの新分別区分及び収集形態については、令和2年度に実施済みの「西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正（素案）」に対する意見提出手続を経て見直しを行ったものです。 古着については「共通指定袋」の使用、紙資源についてはごみ出し時に飛散することを防止するため「紐十文縛り」での排出にご理解とご協力をお願いします。	④
18	令和8年度からの 生活系ごみ分別区分 50ページ	資源Aですが、紙ゴミはさまざまなサイズがあり、十字にひもで結ぶのは難しいですし、ビニール紐（異素材）で結ぶのは疑問に思います。 以前、担当課の方に紙袋や米袋で出しても良いとお聞きしたので、ハローゴミなどの案内に掲載していただきたいです。	1		
19	令和8年度からの 生活系ごみ分別区分 50ページ	現状のゴミ収集のゴミステーションで新区分収集が実施された場合、ゴミの出し間違いが予想される。間違ってしまったごみの啓発や移行期間など、市の対応はどのように考えているのか。また、区分ごとの回収場所を設定するなどすれば、ごみの出し間違いも軽減するのではないかと。管理の問題等も出てくるが、現にごみ種類ごとに回収場所が異なる自治体も存在する。意味合いやその効果を西宮市として分析・検討する価値は充分あるため、考え抜いてほしい。	1	分別区分を変更しても混乱が生じないよう、令和7年度中には市内各所において住民説明会を開催する他、ごみと資源の分け方・出し方の案内パンフレットであるハローごみの全戸配布など、きめ細かい周知啓発活動を展開する予定です。	③

【回答分類】 ①. 素案に記載済の内容です ②. 素案を修正します ③. 今後の参考・検討とします ④. 素案のとおりとします ⑤. その他

No	素案の項目 (ページ)	意見	件数	市の考え方	回答 分類
20	令和8年度からの 生活系ごみ分別区分 50ページ	新分別区分について、令和8年度までにモデル地区などにおいてテスト運用の実施をすべきである。テスト運用することが市民に早く分別意識を広めると同時に新分別収集区分の問題点が明らかになり、対策を打つ事ができるのではないか。今回の新分別収集区分は長期的な施策であるだけに西宮オリジナルとも言える施策にて進めてほしい。今の公表内容では市民が混乱し不満が渦巻く。	1	令和8年度からの新分別区分及び収集形態については、令和2年度に実施済みの「西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正（素案）」に対する意見提出手続を経て見直しを行ったものです。 令和4年4月に「プラスチック資源循環法」が施行されたことに伴い、新たな施策として、「製品プラスチック」を「その他プラ」と「プラスチック資源」として一体的に収集を行い、再資源化を進める予定ですが、本年6月から7月の2か月間、市内の一部地区においてモデル回収を実施いたしました。 分別区分を変更しても混乱が生じないよう、令和7年度中には市内各所において住民説明会を開催する他、ごみと資源の分け方・出し方の案内パンフレットであるハローごみの全戸配布など、きめ細かい周知啓発活動を展開する予定です。	④
21	令和8年度からの 生活系ごみ分別区分 50ページ	令和8年度に向けて、新区分のごみステーションのパネルを作成し配布すると考えるが、その際は現状の上に貼れるシールタイプのもを検討してほしい。	1	貴重なご意見、ありがとうございます。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。	③
22	中間処理施設 整備計画 53ページ	東部総合処理センターに建設される新破碎選別施設リサイクルプラザについて質問いたします。当施設では、1996年に杉並区の廃プラごみの中継施設からでるVOCや2004年～寝屋川市東部地域で発生した廃プラのリサイクル施設での圧縮梱包の過程で出たホルムアルデヒドは出ないのでしょうか？	1	東部総合処理センター破碎選別施設では、処理対象物である「缶・ペットボトル」、「びん」、「その他不燃ごみ」、「粗大ごみ」のすべてを屋内で処理し、各所の空気は集塵機により、ばいじん等を基準値以下までろ過した後、屋外に排気します。ご心配のVOCやホルムアルデヒドについては、プラスチックを処理する「缶・ペットボトル処理ライン」で発生する可能性はありますが、本処理ラインで集塵後の空気は、VOC等の吸着効果のある活性炭吸着式の脱臭装置を介して屋外に排気することにより周辺環境に配慮します。	⑤
23	資料編5 用語集 ○集団回収 資料編5-3	自治会など地域での回収を推奨しているとありました。綾羽地域にあるような資源ごみ回収ゴミ捨て場の設置を他の地域にも設置する又は補助があるのであれば広報をしていただきたいです。そうすれば、回収量が増えるのではないのでしょうか。	1	貴重なご意見、ありがとうございます。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。	⑤
24	その他 (素案に記載なし)	折りたたみ式ネットボックスの購入費補助のおかげで、カラス対策の効果が明らかになった反面、自前購入されたネットボックスの色調の中には、周囲景観に馴染みにくく、違和感の否めないものが多いという苦情も高まっています。手入れされた道路脇植栽の美観をも損ねかねない光景は、やはり一考を要すると考えます。色調の選定は、色相・彩度・明度を基本として、さらにその濃淡・強度によって入念に選ばれるべきものでしょう。とりわけ、公共物では、個人の嗜好を超える選定ですから行政組織として、他の自治体事例をも参考に、幅広い文化度視野が問われると思います。選定・推奨・規制・等の方策も含め、法制面の再検討をお願いします。	1	これまで本市では、ごみステーションにおけるカラス被害防止対策として、正しいネットの使用方法やごみ出しマナーの遵守等、市民に対するごみ出しマナーの向上などの周知啓発に取り組んでいましたが、ごみステーションにおけるカラス被害が後を絶たないことから、令和2年度より折り畳み式ネットボックス等購入費の一部補助制度を新たに実施することとし、被害の抑止を図ることといたしました。本補助制度では、ごみステーションを利用されている方々で協議の上、選定されたネットボックスを対象として購入費の一部を補助しているものであり、色調等の制約は特に設けておらず、今後も設ける考えはありません。	⑤

【回答分類】 ①. 素案に記載済の内容です ②. 素案を修正します ③. 今後の参考・検討とします ④. 素案のとおりとします ⑤. その他

No	素案の項目 (ページ)	意見	件数	市の考え方	回答 分類
25	その他 (素案に記載なし)	西宮市指定袋のn o c o oは使用時に口を広げるのに指で広げにくくゼロテープ等で接着して広げている。適当なタイミングで指定袋の使い勝手を市民、事業所から意見聴取し、検証して必要に応じて業者に改善指導をしてほしい。	1	貴重なご意見、ありがとうございます。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。	⑤
26	その他 (素案に記載なし)	今回初めてコメントを提出させていただきます。過去のパブリックコメントをいくつか拝見しましたが、どれも意見が少ないと思いました。日常に直結するゴミに関する事なので、このパブリックコメントの機会をTwitterやLINEで情報発信をしていただきたいです。	1		

【回答分類】 ①. 素案に記載済の内容です ②. 素案を修正します ③. 今後の参考・検討とします ④. 素案のとおりとします ⑤. その他